

2018年12月3日

お客さま各位

株式会社 紀陽銀行

### 現金による外国送金の受付終了について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之、以下、「当行」といいます）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向けた国際的な規制強化を踏まえ、下記の外国送金取引の受付を終了させていただきます。

#### 記

受付を終了する外国送金取引

1. 現金を原資とする外国仕向送金
2. 当行に預金口座を保有されていないお客さまの外国仕向送金

今後の外国送金の代り金、手数料のお支払いにつきましては、依頼人ご本人さまの口座からのお振替のみとさせていただきます。

送金原資となる代り金について、直前のご入金や直前のお振込などは、その内容を確認させていただいたり確認資料のご提示をお願いする場合がございます。

また、ご送金の内容についても確認書類のご提示をお願いいたします。確認資料の提示にご協力いただけない場合や、ご提示いただいた場合でも、内容によっては、当行の判断により送金をお断りさせていただく場合がございます。

お客さまには何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

<ご参考>

金融庁ホームページ